

高砂市市内商業活性化事業支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の商業活性化による「まちと一体となって、新たな個性を創出し、魅力あふれる商業のまち高砂」の実現を目指し、商業の基盤の強化と健全な発展の促進を図るとともに、新たな個性の創出や可能性を追求し、市の商業の魅力向上及び活性化を図るために、商業団体等が実施する取組に対する経費の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象）

第2条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等仕入控除税額（補助の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

- (1) 交付の申請をする者（以下「交付申請者」という。）が次条第1項に規定する暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書（様式第2号）
- (2) 前号に掲げる書類のほか、市長が別に定める書類

（補助金の交付の決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付申請者が、高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当するときを除き、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。この場合において、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等仕入控除税が明らかでない場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

2 市長は、交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付けることができる。ただし、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定である場合には、次の条

件を付けるものとする。

- (1) 次項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならないこと。
 - (2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前号の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならないこと。
 - (3) 補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とする給付金（以下「間接補助金」という。）の交付の対象となる事業等（以下「間接補助事業」という。）を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対する間接補助金の交付決定に当たって、補助事業者は、第1号及び前号の交付条件を遵守するために必要な条件を付けなければならないこと。
- 3 市長は、交付決定の内容及びこれに付けた条件を、補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該補助金の交付申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第5条 補助事業者は、前条第3項の規定による通知に係る交付決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の着手の届出）

第6条 市長は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

（補助事業の変更）

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかの変更を行おうとする場合は、あらかじめ（当該変更が第2号に掲げるものであるときは、市長が指定する期日までに）、補助金変更交付申請書（様式第4号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）
 - (2) 第4条第3項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更
 - (3) 前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の規定による通知をする場合について準用する。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとするときは、あらかじめ、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請に係る事項について承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の遂行状況報告等）

第9条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第8号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（補助事業の完了の届出）

第10条 市長は、補助事業者に対し、補助事業を完了した際にはその旨を届け出るよう求めることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けるときを含む。）又は交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書（様式第9号）に市長が別に定める書類を添えて、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

（是正命令等）

第12条 市長は、補助事業の完了に係る前条の規定による実績報告があった場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第9条第1項の報告があった場合に準用する。
- 3 補助事業者は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の措置が完了したときは、再度前条の規定による実績報告をしなければならない。

（額の確定）

第13条 市長は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の規定による実績報告があった場合において、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第7条第2項の規定により変更された場合には、同項の規定により通知された金額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

- 第14条 市長は、前条第1項の規定による補助金の額の確定を行った後、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第11号）により補助金を交付する。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金について概算払をすることができる。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により概算払を請求するときは、補助金概算払請求書（様式第12号）により請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

- 第15条 市長は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定の内容及びこれに付けた条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
 - (5) 暴力団等であるとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第16条 市長は、前条第1項の規定による取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 2 市長は、第13条第1項の規定による補助金の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
 - 3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項に規定する期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

- 第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還に係る補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限ま

でに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長が別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、これを保存しておかなければならない。

（暴力団等の排除）

第20条 市長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次に掲げる措置を講ずることができるものとする。

(1) 交付申請者又は補助事業者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見聴取をすること。

(2) 前号の意見聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

2 補助事業者は、補助事業及び間接補助事業を行うに当たっては、当該補助事業及び間接補助事業に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

（補則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

2 市長及び補助事業者は、補助金の交付等に関して県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（1）商店街ファンづくり応援事業

補助事業名	商店街ファンづくり応援事業								
補助事業の目的	意欲の高い商店街や小売市場等の団体が取り組む地域特性や住民ニーズに応じた事業を支援し、商店街の地域コミュニティ機能の強化、地域の社会的課題の解決、地域のにぎわいの創出を図る。								
補助事業の対象となる者	商店街、小売市場（任意の商店街団体を含む。）等								
補助事業の対象となる事業	○ 商店街の魅力をアピールし、ファンを獲得することで商店街の潤いにつながる事業 ・ 商店街地域の特性に沿ったイベント ・ 地域資源を生かしたオリジナル商品の開発 ・ カード事業（会員カード、ポイントカード等） ・ シンボルとなるマスコットの制作 ・ SNS、ネット中継等による情報発信								
補助事業の対象となる経費	商店街ファンづくり応援事業を行うのに必要な経費であって次に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるもの。ただし、消費税及び地方消費税を除く。 （ 専門家謝金※、専門家旅費※、庁費（会場整備費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、広告宣伝費、出展・出演料、アルバイト賃金、マスコット制作費※¹、消耗品費、レンタル・リース料、雑役務費）、委託費※² ） ※：商店街ファンづくり応援事業を行うために必要な委員、講師等専門家に対する謝金及び旅費 ※¹：シンボลมスコット制作（着ぐるみ）のみ対象 ※²：商店街ファンづくり応援事業を行うために必要な業務を民間団体等に委託する経費								
補助率	補助事業の対象となる経費の額に応じた定額								
補助金の額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助事業の対象となる経費</th><th>補助額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以上</td><td>30万円</td></tr> <tr> <td>50万円以上 100万円未満</td><td>20万円</td></tr> <tr> <td>10万円以上 50万円未満</td><td>10万円</td></tr> </tbody> </table> ※事業を複数実施する場合は、合計額で計算する。 ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てる。	補助事業の対象となる経費	補助額	100万円以上	30万円	50万円以上 100万円未満	20万円	10万円以上 50万円未満	10万円
補助事業の対象となる経費	補助額								
100万円以上	30万円								
50万円以上 100万円未満	20万円								
10万円以上 50万円未満	10万円								
適用除外する条項	第21条第2項								

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 商店街ファンづくり応援事業計画書（別紙 1）、団体の概要（別紙 2）、その他参考となる資料
	(指定期日) 別途通知に定める日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) (1) 補助事業に要する経費の変更のうち、補助事業の対象となる経費以外の変更 (2) 補助事業の対象となる経費の変更で、補助金額に増額が生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助の目的及び補助事業の效果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部の変更をする場合
	(添付書類) 補助事業変更計画書（補助事業計画書に準ずる。）
	(指定期日) 変更のあった日から 2 週間以内
第 9 条第 1 項	(報告事項等) 補助事業実施状況報告書（別紙 3）
第 1 1 条	(添付書類) 商店街ファンづくり応援事業実績報告書（別紙 4）
	(指定期日) 補助事業完了後 3 0 日以内又は会計年度終了後 1 0 日以内のいずれか早い日
第 1 9 条第 1 項	(処分制限期間) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）の例による。

別表（第２条関係）

（２）商店街次代の担い手支援事業

補助事業名	商店街次代の担い手支援事業
補助事業の目的	若手商業者による商店街のために行う活動の企画・実践に対し支援を行い、次代を担う商店街リーダーとしての必要な資質向上を図る。
補助事業の対象となる者	（１）商店街の若手商業者グループ （２）複数の商店街等からなる若手商業者グループ （３）商店街の若手商業者及びベテラン商業者からなるグループ
補助事業の対象となる経費	商店街次代の担い手支援事業を行うのに必要な経費であって次に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるもの。ただし、消費税及び地方消費税を除く。 （ 専門家謝金、専門家旅費、庁費（会場整備費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、広告宣伝費、出展・出演料、アルバイト賃金、消耗品費、レンタル・リース料、雑役務費） ）
補助率	定 額
補助金の額	３０万円
適用除外する条項	第１９条、第２１条第２項
その他の事項	_____

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 商店街次代の担い手支援事業計画書(別紙 1) 団体の概要(別紙 2)、その他参考となる資料
	(指定期日) 別途通知に定める日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) (1) 補助事業に要する経費の変更のうち、補助事業の対象となる経費以外の変更 (2) 補助事業の対象となる経費の変更で補助金額に増額が生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部の変更をする場合
	(添付書類) 補助事業変更計画書(補助事業計画書に準ずる。)
	(指定期日) 変更のあった日から 2 週間以内
第 9 条第 1 項	(報告事項等) 商店街次代の担い手支援事業実施状況報告書(別紙 3)
第 1 1 条	(添付書類) 商店街次代の担い手支援事業実績報告書(別紙 4)
	(指定期日) 補助事業完了後 3 0 日以内又は会計年度終了後 1 0 日以内のいずれか早い日
第 1 9 条第 1 項	(処分制限期間) _____
その他の事項	_____

別表（第2条関係）

（3）産官学連携による高砂市の空き家・空き店舗を活用したまちづくり推進事業

補助事業名	産官学連携による高砂市の空き家・空き店舗を活用したまちづくり推進事業
補助事業の目的	産官学連携によるまちづくりの社会実験として、高砂市内で起業しようとする者によるチャレンジショップや、既に事業を営む事業者がまちなかで地域の農産物等を使った商品の販売等を行うポップアップショップ（以下「チャレンジショップ等」という。）を地域のイベントに合わせて開催し、高砂市の空き家又は空き店舗を活用したまちの活性化の可能性を探る。
補助事業の対象となる者	高砂市内の空き家若しくは空き店舗を活用して起業しようとする者又は既に事業を営む事業者で高砂市内の空き家若しくは空き店舗を活用して地域の農産物等を使った商品の販売等を行おうとするもの
補助事業の対象となる経費	チャレンジショップ等の開催に係る経費 （空家・空き店舗借上費、補修費・改修費、設備・什器費、広告・PR活動費、スタッフ謝金その他必要な経費）
補 助 率	3分の1以内
補助金の額	市長が予算の範囲内で必要と認めた額で、10万円以内。ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てる。
適用除外する条項	第21条第2項

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 事業計画書（別紙 1）及び事業費内訳書（別紙 2） 2 事業に係る経費の見積書 3 補修費・改修費を含む場合は、計画図面等（付近見取図、配置図、平面図、立面図その他補修・改修内容の確認できる図書等）及び工程表
	(指定期日) 別途通知する日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金額を増額せずに事業費を増額するとき。ただし、別紙 2 において、減額となる工種がない場合に限る。
	(軽微な事業内容の変更) チャレンジショップ等の内容の細部を変更する場合
	(添付書類) 第 3 条の添付書類に準じる
	(指定期日) 変更することが決まった後速やかに
第 1 1 条	(添付書類) 1 事業報告書（別紙 3）及び事業実績内訳書（別紙 4） 2 補助事業に要した経費の領収書（写し）及び契約書類等（写し） 3 事業完了写真等
	(指定期日) 補助事業完了後 3 0 日以内又は会計年度終了後 1 0 日以内のいずれか早い日

別表（第2条関係）

（4）魅力あるまちづくり推進事業

補助事業名	魅力あるまちづくり推進事業
補助事業の目的	商工会議所、観光協会、高砂市の魅力あるまちづくりに関係する企業等が 県・高砂市と連携して実施する、高砂市の主要な交流拠点の魅力向上又は地 域間交流を促す取組を支援する。
補助事業の 対象となる者	商工会議所、観光協会、高砂市の魅力あるまちづくりに関連するNPO法人そ の他法人、任意団体等で市長が特に認める者
補助事業の 対象となる経費	1 空家又は空店舗を活用したマルシェ開催 ・まちづくり活動費（ワークショップ運営、イベント開催等） ・企画経費 ・広告・PR活動費 ・その他必要な経費 2 チャレンジショップ支援 ・整備費（設計、補修経費等）
補 助 率	1は3分の1以内、2は4分の1以内
補助金の額	市長が予算の範囲内で必要と認めた額で、10万円以内。ただし、1,000円 未満の端数は切り捨てる。
適用除外する条項	第21条第2項

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 事業計画書（別紙 1）及び事業費内訳書（別紙 2） 2 事業に係る経費の見積書 3 整備費を含む場合は、次の図書 (1) 対象建築物の土地及び建物の登記簿謄本の写し (2) 対象建築物の現況が分かる図面等（付近見取図、配置図、平面図、立面図、現況写真等） (3) 工程表 (4) 土地及び建物の所有者と申請者が異なる場合は、所有者の同意書等
	(指定期日) 別途通知する日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金額を増額せずに事業費を増額するとき。ただし、別紙 2 において、減額となる工種がない場合に限る。
	(軽微な事業内容の変更) _____
	(添付書類) 第 3 条の添付書類に準じる
	(指定期日) 変更することが決まった後速やかに
第 11 条	(添付書類) 1 事業報告書（別紙 3）及び事業実績内訳書（別紙 4） 2 補助事業に要した経費の領収書（写し）及び契約書類等（写し） 3 事業完了写真等
	(指定期日) 補助事業完了後 30 日以内又は会計年度終了後 10 日以内のいずれか早い日

別表（第2条関係）

（5）商店街・小売市場共同施設建設費助成事業

補助事業名	商店街・小売市場共同施設建設費助成事業
補助事業の目的	商店街・小売市場等が実施する共同施設の建設・改修・撤去の取組に対して支援し、商店街・小売市場の賑わい創出や活性化、まち全体の魅力創出に資することを目的とする。
補助事業の対象となる者	商店街、小売市場（任意の商店街団体を含む。）等
補助事業の対象となる経費	共同施設の建設、改修、取得又は撤去に要する経費。ただし、土地の取得・造成費、消費税及び地方消費税は除く。 （アーチ、アーケード、街路灯、（多目的）トイレ、福利厚生施設、研修教養施設、会館、集会室、駐輪駐車場、カラー舗装、広場、小公園、休憩施設、緑化施設、利便施設、ストリートファニチャー、コミュニティ施設、防犯カメラシステム、冷暖房設備、その他市長が認める施設）
補助率	6分の1以内
補助金の額	市長が予算の範囲内で必要と認めた額で、100万円以内。 ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
適用除外する条項	第21条第2項

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業計画書（別紙 1）
	(指定期日) 別に定める日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) _____
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部の変更をする場合。
	(添付書類) 補助事業変更計画書（補助事業計画書に準ずる。）
	(指定期日) 変更のあった日から 2 週間以内
第 9 条第 1 項	(報告事項等) 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業実施状況報告書（別紙 2）
	(指定期日) 別途通知に定める日
第 1 1 条	(添付書類) 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業実績報告書（別紙 3）
	(指定期日) 補助事業完了後 3 0 日以内又は会計年度終了後 1 0 日以内のいずれか早い日
第 1 9 条第 1 項	(処分制限期間) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）の例による。